

平成30年8月8日
保健福祉部

世田谷区立保健センターの指定管理者候補者の選定結果について

(付議の要旨)

世田谷区立保健センターの指定管理者について、適格性審査を実施し、指定管理者の候補者として選定したので、報告する。

1 主旨

世田谷区立保健センター条例（以下「条例」という。）第8条第3項に基づき、世田谷区立保健センターの指定管理者の候補者の適格性審査を実施し、平成31年4月からの指定管理者の候補者として選定したので報告する。今後は条例同条第4項により当該候補者を指定管理者として指定するための議案を平成30年第三回区議会定例会に提出する。

2 施設名称及び指定管理者の候補者名等

(1) 施設名称 世田谷区立保健センター

(2) 所在地 平成31年度 世田谷区三軒茶屋二丁目53番16号
平成32年度以降 世田谷区松原六丁目37番10号

(3) 指定管理者の候補者名及び所在地 公益財団法人世田谷区保健センター
世田谷区三軒茶屋二丁目53番16号

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

4 選定方法等

(1) 選定方法

世田谷区立保健センター条例施行規則第8条第1項により設置された、世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会にて、公募によらずに適格性審査を実施することとした。その上で条例第8条3項の審査基準に基づき、事業者から提出された事業計画書等の審査、財務審査及びヒアリングを実施し、指定管理者の候補者を選定した。

(2) 選定委員会開催状況

平成30年3月15日 第1回選定委員会（審査方法の審議、評価項目等の検討）
7月12日 第2回選定委員会（書類審査、財務審査の結果確認、ヒアリング、総合評価）

(3) 選定委員会の構成 (○は委員長)

氏名	役職・所属等
○ 岩永 俊博	全国健康保険協会前理事
鈴木 敏彦	和泉短期大学児童福祉学科教授
清水 勝代	玉川地域健康づくり行動計画を推進する会メンバー
三井 美和子	世田谷区肢体不自由児(者)父母の会会長
板谷 雅光	保健福祉部長
松本 公平	障害福祉担当部長
辻 佳織	世田谷保健所長

5 選定結果

条例第8条第2項に基づき、選定委員会で申請者から提出された事業計画書の審査、財務審査、ヒアリング等の結果を総合的に評価した結果、本施設について適格と評価し、次期指定管理者の候補者として選定した。なお、選定結果は別紙のとおりである。

6 選定の理由

- ・区や関係機関等と連携しながら、40年以上の長きにわたり着実に実績を挙げていることは高く評価でき、今後も経験を生かした事業運営及び梅ヶ丘拠点での各機関との連携について期待できる。
- ・経験や知識の豊富な優秀な人材を有し、事業の信頼性が確保できている。各種マニュアルも細かく整備され、研修など人材育成にも計画的、積極的に取り組んでおり、質の高い安定したサービスが期待できる。
- ・候補者は区立総合福祉センターの指定管理を担っている法人であり、利用者から高い信頼を得ていることは高く評価できる。総合福祉センターから移行される障害者の相談事業においては、利用者との信頼関係を継続した事業実施が期待できる。

7 今後のスケジュール (予定)

平成30年9月 福祉保健常任委員会 (選定結果の報告)
第三回区議会定例会 (指定管理者の指定の提案)
平成31年4月1日 次期指定管理者による管理運営開始

選定結果

- 1 施設の名称
世田谷区立保健センター
- 2 申請団体
公益財団法人 世田谷区保健センター
- 3 選定結果

評価項目		小項目	適格性の評価
書類審査			281点/336点
1	施設の設置目的への適合性		25点/28点
2	事業効果(施設の効用の発揮度合い、良質なサービスの提供)		25点/28点
3	運営の効率性(管理経費の縮減)		21点/28点
4	事業者の物的・人的能力(安定性、実績等)	① 事業の効率性等	23点/28点
		② 関係機関との連携・調整	25点/28点
		③ 人材育成	25点/28点
		④ サービス提供に関する専門性と安定性	26点/28点
		⑤ 利用者の安全確保	24点/28点
5	住民の平等・公平利用確保の担保	① サービス改善の取り組み	24点/28点
		② サービスの質や公平性の確保	23点/28点
6	個人情報の保護等情報管理体制		22点/28点
7	障害者雇用等(障害者の法定雇用率、障害者差別解消法等)の取り組み		18点/28点
財務審査			60点/80点
ヒアリング審査			88点/112点
合計			429点/528点
合格基準 (満点合計の70%以上) 369.6点以上			
総合評価			
<p>申請団体は、事業を十分に行うための能力及び実績や、施設管理を効率的・安定的に行う能力が備わっており、施設の設置目的を効果的に達成できると認められるため、指定管理者の候補者として選定する。</p> <p>なお、評価の合議に際し、移転後の梅ヶ丘拠点施設においては、高い専門性とこれまで培ったノウハウを生かし、保健・医療・福祉の連携への積極的関与や計画に基づいた着実な事業実施を期待する意見、また、障害者雇用の積極的取り組みを期待する意見等があった。</p>			